新旧対照表 Page	改正後	現行	備考	差異
新:表紙·1 旧:表紙·1	振込規定	振込規定		
新:表紙·1 旧:表紙·1	<u>JA</u> バンク	<u>J A</u> バンク		変更
新:本則-1 旧:表紙-1				
新:本則·1 旧:本則·1	1_適用範囲		見出しの変更	変更
新:本則-1 旧:本則-1	振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機関の国内本支店(所)にある受取人の預貯金口座あての振込については、この規定により取扱います。	振込依頼書または当組合の振込機による当組合または他の金融機関の国内本支店(所)にある受取人の預貯金口座あての振込については、この規定により取扱います。		
新:本則-1 旧:本則-1				
新:本則-1 旧:本則-1	2_振込の依頼	2. (振込の依頼 <u>)</u>	見出しの変更	変更
新:本則-1 旧:本則-1	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。	(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。		
新:本則-1 旧:本則-1	① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。	① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。		
新:本則·1 旧:本則·1	② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預貯金種目・口座番号が不明な場合には、窓口に相談してください。			
新:本則-1 旧:本則-1	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。	③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。		
新:本則-1 旧:本則-1	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。	(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。		
新:本則-1	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。	① 振込機は当組合所定の時間内に利用することができます。		

Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-1				
新:本則·1 旧:本則·1	② 1回および1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。 ② 1回および	1日あたりの振込金額は、当組合所定の金額の範囲内とします。		
新:本則-1 旧:本則-1	座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込代り 座番号、受	「面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預貯金種目・口取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込代り場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。		
新:本則-1 旧:本則-1		らの振替による振込については、振込依頼人と貯金者(通帳またはキャッシ 名義人)の氏名が異なる場合は、貯金者から振込依頼があったものとみなし		
新:本則-1 旧:本則-1	⑤ 当組合は振込機に入力された事項を依頼内容とします。	込機に入力された事項を依頼内容とします。		
新:本則-1 旧:本則-1	⑥ 文書扱いは振込機では取扱いません。 ⑥ 文書扱いは	振込機では取扱いません。		
新:本則-1 旧:本則-1		でめる依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力が れによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則·1 旧:本則·1		にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要とな 込代り金等」といいます。)を支払ってください。		追加
新:本則-1 旧:本則-1				
新:本則-2 旧:本則-1	3 振込契約の成立 3. (振込契約の成立	<u></u>	見出しの変更	変更
新:本則-2 旧:本則-1	(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込代り金等を (1) 振込依頼書 受領した時に成立するものとします。 受領した時に成立す	による場合には、振込契約は、当組合が振込の依頼を承諾し振込代り金等をるものとします。		
新:本則-2 旧:本則-1		る場合には、振込契約は、当組合がコンピュータ・システムにより振込の依 代り金等の受領を確認した時に成立するものとします。		
新:本則-2 旧:本則-1	(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、(3) 前2項によ振込受付書、利用明細票等(以下、「振込金受取書等」といいます。)を交付しますので、依頼内 振込受付書、利用明容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大 容を確認してくださ切に保管してください。	い。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大		追加
新:本則-2 旧:本則-2				
新:本則-2 旧:本則-2	<u>4</u> 振込通知の発信 <u>4. (</u> 振込通知の発信	言 <u>)</u>	見出しの変更	変更

和旧对职表 Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-2 旧:本則-2	(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。	(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。		
新:本則-2 旧:本則-2	① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。			
新:本則-2 旧:本則-2	② 文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後2営業日以内に振込通知を発信します。	② 文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後2営業日以内に振込通知を発信します。		
新:本則-2 旧:本則-2	(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の 翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定され た日に振込通知を発信します。	(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に、振込機による依頼日当日または依頼日の 翌営業日を振込指定日とする振込依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、指定され た日に振込通知を発信します。		
新:本則-2 旧:本則-2	ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。	ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。		
新:本則-2 旧:本則-2				
新:本則-2 旧:本則-2	5 証券類による振込	<u>5. (</u> 証券類による振込 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
新:本則-2 旧:本則-2	(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の預貯金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込代り金等の受入れはしません。	(1) 当組合以外の金融機関にある受取人の預貯金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込代り金等の受入れはしません。		
新:本則-2 旧:本則-2	振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に	(2) 当組合の本支店(所)にある受取人の貯金口座への振込の依頼を受ける場合に、当組合が振込代り金等とするために小切手その他の証券類の受入れを認めたときは、その旨を表示した振込金受取書等を交付するとともに、証券類受入れの旨を表示した振込通知をその決済確認前に発信します。なお、証券類の決済を確認した後に振込通知を発信することもあります。		
新:本則-2 旧:本則-2	(3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。	(3) 前項により受入れた証券類が不渡りとなった場合には、直ちにその旨を通知するとともに、決済確認前に振込通知を発信しているときは、それを取消します。この場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。		
新:本則-3 旧:本則-2	(4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組合所定の受取書に記名押印の うえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または 保証人を求めることがあります。	(4) 不渡りとなった証券類は、取扱店で返却しますので、当組合所定の受取書に記名押印の うえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または 保証人を求めることがあります。		
新:本則-3 旧:本則-2	(5) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	(5) 提出された振込金受取書等を当組合が交付したものであると相当の注意をもって認めたうえ、その証券類を返却したときは、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-3 旧:本則-3				

新旧対照表 Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-3 旧:本則-3	6 取引内容の照会等	<u>6. (</u> 取引内容の照会等 <u>)</u>	見出しの変更	変更
新:本則-3 旧:本則-3		(1) 受取人の預貯金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。		
新:本則-3 旧:本則-3		(2) 当組合が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼 内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当組合か らの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、 これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-3 旧:本則-3	7 依頼内容の変更	<u>7. (</u> 依頼内容の変更 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
新:本則-3 旧:本則-3	(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、 第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。	(1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、 第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。		
新:本則-3 旧:本則-3	① 訂正の依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂正依頼書に記名押印のうえ、 振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料ま たは保証人を求めることがあります。			
新:本則-3 旧:本則-3	② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。	② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。		
新:本則-3 旧:本則-3	(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。	(2) 前項の訂正の取扱いについては、第5条第5項の規定を準用します。		
新:本則-3 旧:本則-3	(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。	(3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。		
新:本則-3 旧:本則-3				
新:本則-4 旧:本則-3	8 組戻し	<u>8. (</u> 組戻し <u>)</u>	見出しの変更	変更
新:本則-4 旧:本則-3	(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。	(1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。		
新:本則-4 旧:本則-3		① 組戻しの依頼にあたっては、当組合所定の振込金組戻・訂正依頼書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提出してください。この場合、当組合所定の本人確認資料または保証人を		

日本即4	Page	改正後	現行	備考	差異
中学学科 1		求めることがあります。	求めることがあります。		
B 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2			② 当組合は、振込金組戻・訂正依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。		
日本別4 差を条用します。 差を条用します。 差を条用します。 差を条用します。 できないことがあります。この場合には、表現人との間で協力ででは関連権力ででは関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では関連権力では、対象をからとがあります。この場合には、表現人との間で協力でください。 記述 日本別4 日本日4 日		現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提	現金で返却を受けるときは、当組合所定の受取書に記名押印のうえ、振込金受取書等とともに提		
Fix 表別4					
計本開4					
日本期4 10 通知・服会の連絡先 10 (原報・別会のでは関大に関連・関金をする場合には、現法のの推定として、現法ののでは関大に関連・関係を連携をしませた。					
日本則4		9 振込代り金の返却	<u>9. (</u> 振込代り金の返却 <u>)</u>	見出しの変更	変更
旧本則-4 訂正依賴書の機出を受けることなく、振込代り金出金口原へ返金するための手続をとります。 訂正依賴書の機出を受けることなく、振込代り金出金口原へ返金するための手続をとります。 計本則-4		かった場合には、すみやかに連絡しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込代	かった場合には、すみやかに連絡しますので、第8条に規定する組戻しの手続に準じて、振込代		
旧:本則-4 10_通知・照会の連絡先 10_通知・照会の連絡先 児出しの変更 2 新:本則-4 旧:本則-4 (1) この取引について依賴人に通知・照会をする場合には、振込の依賴にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について屈田のあった住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について屈田のあった住所・電話番号を連絡先とします。 (1) この取引について依賴人に通知・照会をする場合には、振込の依賴にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について屈田のあった住所・電話番号を連絡先とします。 カされた住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について届田のあった住所・電話番号を連絡先とします。 新:本則-4 日:本則-4 (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 日本制・編集を持定します。 新:本則-4 日:本則-4 11_手数料 月出しの変更 2					
旧:本則-4 10_通知・照会の連絡先 (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入 力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた財金口座について届出のあった住所・電話番号または振込代り金等を振替えた財金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。 (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入 力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。 新:本則-4 旧:本則-4 (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 新:本則-4 旧:本則-4 11_手数料 11_手数料 見出しの変更 見出しの変更 見出しの変更 またまが、またまが、またまが、またまが、またまが、またまが、またまが、またまが					
旧:本則-4 力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。 力された住所・電話番号を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。 新:本則-4 (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 新:本則-4 日:本則-4 11 手数料 月11 手数料 見出しの変更 2		10_通知・照会の連絡先	10 <u>. (</u> 通知・照会の連絡先 <u>)</u>	見出しの変更	変更
旧:本則-4 することができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 することができなくても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。 新:本則-4 日:本則-4 11手数料 見出しの変更 2		力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電	力された住所・電話番号または振込代り金等を振替えた貯金口座について届出のあった住所・電		
旧:本則-4 11_手数料 11_「手数料」					
11 手数料					
新:本則・5 (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。 (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。		11手数料	11 <u>. (</u> 手数料 <u>)</u>	見出しの変更	変更
	新:本則-5	(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。	(1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。		

新旧対照表			1	
Page	改正後	現行	備考	差異
旧:本則-4				
新:本則-5 旧:本則-4	(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。 <u>また、依頼どおりの処理</u> ができなかったとき <u>も</u> 、組戻手数料は <u>返却しません</u> 。	(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の <mark>組戻</mark> 手数料をいただきます。この場合、前項 の振込手数料は返却しません。 <u>ただし</u> 、 <mark>組戻し</mark> ができなかったとき <u>は</u> 、組戻手数料は <mark>返却します</mark> 。		変更
新:本則-5 旧:本則-4	(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、 店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、 <u>前項の</u> 組戻手数料は返却しません。	(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。		変更
新:本則-5 旧:本則-4	(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却しません。	(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却 <u>いた</u> しません。		削除
新:本則-5 旧:本則-4	(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。	(5) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。		
新:本則-5 旧:本則-4	(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。	(6) 手数料は、当組合所定の貯金規定およびカード規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書、カードまたは小切手の提出なしに、依頼人が当組合に保有する貯金口座から自動的に引落すことが出来るものとします。		
新:本則-5 旧:本則-4				
新:本則-5 旧:本則-4	12_災害等による免責	12 <u>. (</u> 災害等による免責 <mark>)</mark>	見出しの変更	変更
新:本則-5 旧:本則-5	次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。	次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。		
新:本則-5 旧:本則-5	① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき	① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき		
新:本則-5 旧:本則-5	② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき	② 当組合または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかか わらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき		
新:本則-5 旧:本則-5	③ 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき	③ 当組合以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき		
新:本則-5 旧:本則-5				
新:本則-5 旧:本則-5	13_譲渡、質入れの禁止	13 <u>. (</u> 譲渡、質入れの禁止 <u>)</u>	見出しの変更	変更
新:本則-5 旧:本則-5	振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。	振込金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。		
新:本則-5 旧:本則-5				
(2025 /10)	-	·····································	ı	+E '

Page	改正後	現行	備考	差異
新:本則-5 旧:本則-5	14貯金規定等の適用	14 <u>. (</u> 貯金規定等の適用 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
新:本則-5 旧:本則-5	振込代り金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、 関係する貯金規定およびカード規定等により取扱います。	振込代り金等を貯金口座から振替えて振込の依頼をする場合における貯金の払戻しについては、 関係する貯金規定およびカード規定等により取扱います。		
新:本則-5 旧:本則-5				
新:本則-6 旧:本則-5	15_規定の変更等	15 <u>. (</u> 規定の変更等 <u>)</u>	見出しの変更	<u>変更</u>
新:本則-6 旧:本則-5		: (1) この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項に、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		
新:本則-6 旧:本則-5	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	(2) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。		
新:本則-6 旧:本則-5	以上	以上		
新:本則-6 旧:本則-5	(<u>7</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日現在)	(<u>令和 2</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日現在)		削除

附則(2025 J 革特発第 571 号)

(実施日)

この手続は、2025年10月1日から実施する。